

## 1 議事日程(5日目)

[平成16年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成16年6月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について(総務文教常任委員会)
- 日程第3 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第5 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について(各常任委員会)
- 日程第6 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第7 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書(環境厚生常任委員会)
- 日程第8 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第9 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願(建設経済常任委員会)
- 日程第10 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願(総務文教常任委員会)
- 日程第11 請願第7号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 請願第8号 都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第13 意見書第2号 郵政民営化に関する意見書
- 日程第14 意見書第3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書
- 日程第15 意見書第4号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

- |    |       |    |    |      |    |
|----|-------|----|----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴  | 議員 | 4番 | 橋本健  | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹  | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸  | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |

9番 大田勝義 議員  
11番 山路一恵 議員  
13番 清水章一 議員  
15番 安部陽 議員  
17番 福廣和美 議員  
19番 武藤哲志 議員

10番 安部啓治 議員  
12番 小柳道枝 議員  
14番 佐伯修 議員  
16番 田川武茂 議員  
18番 岡部茂夫 議員  
20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	施設課長	轟満
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

お諮りします。

4番橋本健議員から6月15日の会議における発言について、一部不適切な発言がありましたのでその部分を取り消したいとの旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

よって、4番橋本健議員からの発言の取り消しを許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第1 議案第36号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第36号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託されました議案第36号「市道路線の認定について」につきましては、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、その後、現地調査を行い審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告します。

今回認定される都府楼南五丁目の貝出3号線と高雄四丁目の今王7号線につきましては、寄附、採納及び交換を受けた道路であります。

質疑において、都府楼南五丁目の貝出3号線については、道路幅員が側溝ぶたの架設部分を含め4mであることから、採納後の管理問題については、将来隣接地の開発などがされる際、土地などを購入した業者に、道路の拡幅なども含め指導することを確認しました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第36号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第36号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第2 議案第38号 太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議長(村山弘行議員) 日程第2、議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第38号「太宰府市土地開発公社定款の一部を改正する定款について」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

主な改正内容は、開発公社の土地取引が減少していることや業務改善の必要性から理事の定数を削減すること、理事長の補佐として、副理事長を1人設置することです。各委員から質疑において、理事長が指名する副理事長は基本的には執行部側から指名するということを確認をいたしました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第38号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第38号についての報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第3 議案第40号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議長(村山弘行議員) 日程第3、議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第40号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正内容は、期日前投票において投票立会人が1日の投票時間内で途中交代が可能であることから、条文の整備が行われるものです。委員から質疑がありまして、内容については途中交代による報酬の支払い方法は、立会人日額9,600円を時間割計算をしてそれぞれに支払うということ、また、投票立会人については市の広報で公募するなどを確認いたしました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第40号についての報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時09分

~~~~~

日程第4 議案第41号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長(村山弘行議員) 日程第4、議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 6月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第41号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査をいたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の条例改正は、平成17年4月に完成予定の「次世代育成支援対策行動計画」の策定委員会を設置するものですが、委員より、子育てはこれから最も大事な分野となるので、この行動計画が単なる計画で終わらないよう、実のある行動計画をつくっていただきたい、との要望が出されました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第41号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第5 議案第42号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、慎重に審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案における所管分については、項目別に担当部課長の説明を求め、質疑を交えて審査を行いました。審査内容は補正予算書の13ページからですが、歳出の2款2項3目は、歴史と文化の環境税使途計画で、以前説明されておりました古都大宰府ウオーク事業を平成17年2月末から3月上旬にかけて実施する負担金ということであります。

同じく3項1目では税制審議会を5回ほど開き、税率や非課税の審議をいただく支出であります。

9款1項2目消防団関係費は、退職団長、団員21名の報償額です。

10款1項2目事務局費の各節は、外国語の指導員の2年の契約が1名終了し、帰国と新たに1名の採用に関する旅費等の支出であります。

歳入の10款1項1目の地方税の1億2,500万円の減額については、下水道事業債2億5,000万円の起債が認められたために、借入額の2分の1相当の普通交付税が減額されるということであり

ます。以上のような内容で平成16年度の一般会計補正予算については、特に問題はありませんでした。

本議案に対する質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、議案第42号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 6月3日の本会議において、各常任委員会に分割審査付託されました議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会の所管分につきましては、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果についてご報告いたします。

審査に当たっては、項目ごとに歳出から補足説明を求め、質疑を交えて審査いたしました。今回の補正は、下水道事業への一般会計補助金の減額、歴史と文化の環境整備基金からの借りに伴う事業費の増額、国・県の補助金などで対応する四王寺林道改良工事費、通古賀地区整備事業における設計委託料の増額となっており、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第42号の建設経済常任委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 6月3日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第42号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。本議案に対するさしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、委員全員一致で議案第42号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。



ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分

~~~~~

日程第6 議案第43号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(村山弘行議員) 日程第6、議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番(佐伯 修議員) 6月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第43号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」につきまして、6月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

先ほどの一般会計補正予算でも報告いたしましたが、今回の補正は、6月1日の市長の提案理由で詳しく説明されました資本費平準化債という、今年度新たに制度化された起債を2億5,000万円借り入れすることにかかわるものであります。

補正の詳細な内容としまして、まず収益的収入及び支出の収入においては、汚水処理補助金など一般会計補助金1億4,868万8,000円が減額となっており、支出においては、起債借入支払利息の262万6,000円が増額されております。

また、資本的収入及び支出の収入においては、起債の借入額など2億5,540万2,000円が増額となっており、支出においては借り入れ初年度から発生する償還金元金1,080万6,000円が増額されております。

今回の起債に伴う補正の結果、一般会計からの補助金は1億4,328万6,000円減額した6億

8,271万5,000円となります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第43号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分

~~~~~

日程第7 請願第1号 精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書

議長（村山弘行議員） 日程第7、請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 今年の3月議会において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号「精神障害者の小規模作業所に対する公有地の貸与を求める請願書」につきまして、継続審査となっておりましたが、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

請願第1号は、筑紫地区に居住する精神障害者を持つ家族で構成される「五筑会」が、現在民家を借用し運営している小規模作業所「みぎわ工房」を、法定の小規模通所授産施設に移行させるための用地として、公有地を貸与させてほしいという内容の請願でありましたが、執行部に対して現在の状況を尋ねたところ、筑紫地区4市1町の統一した考えのもと、平成17年度

をめどに研究していきたい旨の文書をそれぞれの首長名で回答したとのことであります。

本請願の趣旨は、十分理解できるものであり、行政としても積極的に協力すべきであるとは思いますが、筑紫地区で歩調を合わせながら、共同で取り組むのが望ましいのではないかと各委員の意見が出され、本請願を継続審査することで採決した結果、委員全員一致で請願第1号については、継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定いたしました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時26分

~~~~~

日程第8 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第8、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 今年の3月の定例会において当委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」については6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告します。

この請願につきましては、今現在、執行部において中学校給食導入についてのアンケート調査の準備がなされております。また、中学校給食・少子高齢化問題特別委員会で、引き続き調査中であることから継続審査をお願いしたいとの委員から意見が出されましたので、本請願を

継続審査にすることについて提案、採決した結果、全員一致で請願第4号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時29分

~~~~~

日程第9 請願第5号 水道・下水道料金の引き下げを求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第9、請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月定例会において、建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第5号「水道・下水道料金の引き下げを求める請願」につきまして、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

まず、委員から執行部に対し、上下水道事業の現状について説明を求めたいとの意見があり、現状について執行部から説明を受けました。

説明の内容として、現在の上下水道事業の運営状況から料金を引き下げるとは大変難しい状況であるとのことでありましたが、委員会としても、引き続き調査研究を継続していく必要があるため継続審査をお願いしたいとの意見が出されたため、継続審査にすることについて採決いたしました。

採決の結果、委員全員一致で、請願第5号につきましては継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第5号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前10時31分

~~~~~

日程第10 請願第6号 郵政事業の経営形態維持に関する請願

議長（村山弘行議員） 日程第10、請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 6月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました請願第6号「郵政事業の経営形態維持に関する請願」については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告いたします。

請願第6号につきましては、本会議で具体的な請願紹介議員より説明を受けておりましたので、また総務文教委員会の委員が紹介議員になっておりましたことから、意見、討論はありませんでした。

採決の結果、全員一致で、請願第6号については採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番中林宗樹議員。

5番(中林宗樹議員) 今回の請願につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

今回、郵政公社の経営形態を現状維持のまま進めていただきたいという趣旨に基づく請願がありますが、この要望は至極当然だと思います。合理化とか改革とか、耳には心地良く聞こえますが、弱者切り捨てにつながる行政改革は絶対あってはならないことであります。現在全国で2万4,700局ある地域の郵便局が、1局単位の収支の損得でつまりそろばん勘定だけで、存廃をされるとすれば、恐らく2万4,700局から一挙に1万局程度までに整理統合されるだろうと言われております。現在身近にあるがゆえに利用しやすい地域の郵便局が、社会的弱者の高齢者の皆さんにとっては、不便この上ない大変な問題が起こってまいります。行革、行革と言うのであれば、今回クローズアップされた社会保険庁のずさんきわまりない運営など、もっと他の省庁の洗い直しにこそ焦眉の急務であると思います。行革の視点をもっと住民福祉の立場に置いて議論されるよう強く要望し、本請願に賛成の意を表するものでございます。

以上でございます。

議長(村山弘行議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、請願第6号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前10時35分

~~~~~

日程第11と日程第12を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第11、請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』及び日程第12、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第11及び日程第12を一括議題とします。

日程第11及び日程第12は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番(福廣和美議員) 6月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、請願第7号は、すべての人が差別されることなく、平等に生きる権利を擁護するために、実効性のある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求めるというものです。

委員より特に意見はありませんでしたが、討論において、地対財特法が失効した今、国や自治体に対して、部落解放同盟が同和特別対策の継続を迫るための法的根拠が必要となり、法制定の実現により運動の永続化を図るために、人権侵害救済を作為的に利用しているにすぎない、また人権救済機関については、政府から独立した機関の設置は必要ではあるとは思いますが、もっと議論の必要があるとの反対討論がありました。

本請願に対する採決の結果、賛成大多数で請願第7号については採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第8号についてであります。都府楼保育所民間移譲計画の保護者に対する説明会については、今年の3月議会において、請願第3号「太宰府市の保育行政に対する基本認識について説明を求める請願」が採択されましたが、それを受けて、5月8日に第1回目の説明会が開催され、これまで合計3回の説明会が開催されたとのことでした。

今回の請願は、保護者の民意が十分反映されるまで説明会の継続を求めるという内容の請願ですが、委員より、1、民間移譲するならば、5月31日までに福岡県に対して、民営化協議書を提出しなければならない、とあるが、提出はされたのか。

2、説明会の日程調整の中で、市がなぜ平日の夕方開催に限定していたのか。

3、保護者会のある程度の納得が得られるまでは、民間移譲は行わないのか。

の3点について質疑がありました。

執行部より、1については民間移譲という方法で進める以上、協議書は提出している。2については、保護者会から責任を持って説明、回答ができる職員の出席を求められたため、助役、総務部長等の日程を調整した結果、当初は平日の夕方しか調整できなかったが、調整を重ねた結果、第1回目の土曜日夕方に開催することができた。3、実施時期については、平成

17年4月ということで説明会に臨んでいるため、継続して説明会を行っていききたいとの回答がありました。

本請願に対する討論はなく、採決の結果、委員全員一致で請願第8号については採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員長、私あの、この請願が提出された時に、こういう請願に対して、新たに人権侵害の救済に関する法律をつくる必要があるかどうかという前に、私は請願第7号の具体的な質疑資料を説明をいたします。

現在、法務省人権擁護局が、人権侵犯事件調査処理規程の改正についてということと、人権侵犯事件調査処理細則というのをですね、具体的に出しておるわけですね。こういうもう法律がある中に、新たにまたこの法律をつくれという問題については、私がわざわざこの資料、法務省の書類を出したわけですが、これは全く参考にもされておりませんし、委員から質疑もあっておりませんし、もうこれは無視したわけでしょうか。こういう法律ができていのに、またこれをつくれというね、運動団体から。運動団体の討論でもあったように、私利私欲、こういう問題が1点含まれとりますが、この私が出した国の方針、指針は、一切この請願の関係では審議いただいてないんですか。

17番（福廣和美議員） いいですか。委員会の中においてはその件に関して、今言われましたとおり、質疑もなく、ですから取り扱っていいですか、それを外したわけではなく、委員からの質疑はなかったということでございます。

19番（武藤哲志議員） じゃあ2点目はですね、やはりこういう長い間、30年にわたって大変な市民の税金を使ってきて同和対策事業をやってきました。もし、こういう人権侵害に対する問題について、委員会では当然その所管部長や所管課長がおるわけですが、そこの意見も求めなかったということですか。

議長（村山弘行議員） 環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） 今回の人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める請願につきましては、執行部からの説明を受けておりません。

19番（武藤哲志議員） できれば説明を受けるように。それから、大変この中にですね、問題の文章が含まれているんですね。私はここをやはりどうしても論議をしていただきたかったのは、この請願書の下の方に、やはり「市民社会の人権確立を標榜した太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためにも、」とこう入っとなすよ。大変な問題なんですよ、これは。今まで行政があれだけ一生懸命やってきた内容をどう、ああいう固定資産税を免除する、



保育料を免除するとかですね、具体的にやってきて努力をし、私も質問もしながら、担当部がどう見直して廃止していくか、一般化していこうかという中で運動体の方針は永久に同和対策事業をさせるために、人権という名のもとに各自治体に条例化させる基礎になつとるんですよ、これが。私が今日、本日討論資料で出してるものを見ていただいたらわかりますが、運動団体が太宰府市に永久的に同和対策事業を続けさせる、そのための基礎をつくる具体化と入つとるでしょう。こんな重要な内容も審査をされてないんですか。

議長（村山弘行議員） 環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

17番（福廣和美議員） この請願につきましては、議員の18名が請願の紹介者になっております。そういう関係から私は疑問がなかったものというふうに思うわけですね。ですから、もうほとんどの委員さんもその請願の紹介議員になっているというところで、山路委員の方から反対討論でそういう説明があったというふうに理解をいたしておりますが。

19番（武藤哲志議員） 委員長としては、そらそういう状況だと思います。ただしやはりこの内容についてですね、筑紫野市ではこの請願が出たときに、委員会では大変な問題だった。

新たに自分たちがどんな法律をつくるかもわからない、案もわからないのに、筑紫野市の委員会、本会議でも、こういうものはもう少し慎重に審査をしないと自分で自分の首を絞めるといって継続審査になったんですよ。だから、やはりこういう今、委員長は言われるとおり、議会の中で、ただその内容も見らずに紹介議員になってくれという形で署名されたと思うんですが、この中の中身というのは、自分たちでまず、行政が自分の首を絞める、議会がそれを助けてやるという請願書になったんですよ。だから、その辺を審議をしていただきたかったんですが、そのために資料もつけておりましたが、何も審議してなくて、ただもうみなし採択になつてるといふ状況の報告ですから、わかりました。

議長（村山弘行議員） 次に、請願第8号の委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

請願第7号「「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願」について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私、今、委員長が報告をいただきましたが、私はこの請願第7号については新たに法律をつくる必要はないと思っております。私が出しました法務省人権擁護局の具体的な施行規則それから規程がある上で、新たにまたそういう運動団体が延命策を図るために出された、しかもそのハンセン病だとかパリ条約とかってというのは、これは一つのつてりであって、私はこういう人権侵害に関する法律を議会が決める必要はない、こういう立場で反対いたします。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 『「人権侵害救済に関する法律」の早期制定を求める請願』の提出について賛成の立場から討論いたします。

人権の21世紀と言われている今日においても、いまだ部落差別をはじめとする人権侵害、様々な差別事象、事件が後を絶ちません。現在の人権侵害救済を行う機関での対応ではなく、幾ら内部の規制が改正されても限界があり、差別を受けた人が泣き寝入りをする現状は何ら変わりはありません。私は、1993年に国連で採択されたパリ原則を踏まえた人権侵害救済に関する法律が、独立性を担保とした実効性のある法律であることを強く要望します。このことは、私たち地方自治、地方議会に携わる者として当然の責務であり、また地方分権確立のために必要不可欠、そう言っても過言ではないと思います。

以上、「人権侵害救済に関する法律」の早期の制定を求め賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私は、請願第7号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める請願』につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が日本国憲法は、基本的人権の尊重を大きな柱として位置づけております。しかし、現実には刑務所や福祉施設内での人権侵害、ハンセン病回復者にも宿泊拒否問題等、新聞紙上に掲載されない日はないといってもよいほどであります。また、同和問題にかかわっても、差別発言や地区内問い合わせ事件、インターネット上での誹謗中傷など悪質な差別事件が発生していることは既にご承知のとおりであります。この「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める声は、部落解放同盟に限らず、人権問題に取り組む多くの人たちが当然願うものであります。人権擁護の国際的流れに合致するものです。

今日、社会問題化しているDV、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待、同和地区出身者あるいはアイヌ民族の方々、そして外国人の方への就職や結婚差別、さらには障害者の差別など、様々な人権侵害が存在しておりますが、こうした人たちを受けた人は人権擁護委員さんに相談するか、あるいは裁判所に救済を求めるしかありません。しかし、人権擁護委員さんそれぞれが奮闘されております。しかし、限界があります。裁判所は時間と費用がかかり過ぎます。そのため泣き寝入りになっている現状を考えたとき、人権侵害の救済法を早急につくってほしいと求めていくことに何のちゅうちょも要らないはずです。なぜならば、不当に人権を侵害された人にとっては、まさに命にかかわる一大事です。このことを私たちが見失ったとき、人間としての理性と良心そのものを自ら捨て去ることになると思います。問題は、これが救済するかです。それは政府に属さない独立した機関で、人権委員会が救済を担っていくべきだということです。これがパリ原則の確認されたことの一つです。公権力が私人に対して人権侵害が起こった場合、例えば名古屋刑務所における、懲らしめと称した殺傷事件など、内々で厳正

に対処できるはずがありません。だからこそ独立した人権委員会が必要である。所管を法務省の外局ではなく、相互調整機能を持つ内閣府の外局とすべきと思います。

時は人権の21世紀です。命が軽視される悲しい事件が続く中、人間を大切にせよ、人権を守れ、人権侵害を受けた人を救えという声を率先して議会が上げていくことは、胸を張って、本市議会の人権を尊重する基本姿勢を内外に示していくことであると私は申し上げまして、賛成討論を終わります。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第7号は採択することに決定しました。

採択 賛成17名、反対2名 午前10時55分

議長（村山弘行議員） 次に、請願第8号「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」について討論はありませんか。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は都府楼保育所に関する請願について所管の委員会でも採択されました。採択されたことに賛成の趣旨で討論いたします。

今回の請願の表題をご覧いただいておりますように、民間移譲に対して反対を表明するというのではなく、保護者の皆さんとして行政側の説明責任が不十分なため、移譲された場合のいろいろな不安について、納得のいく回答がなされないことに対して協議の継続を求めるというものであります。説明会を再三要求し、相当の空白期間を経て、ようやく開催されたという経緯もあり、この遅れが不安感を増幅させてしまったことも事実であります。さらに十分な理解を得るためにも、たとえ当初の移譲計画が遅れても保護者の納得のいく対応をお願いいたしまして、賛成の討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 「都府楼保育所民間移譲計画における保護者等協議の継続を求める請願」について賛成の立場から討論を行います。私は保護者向けの説明会をすべて傍聴いたしましたが、全員協議会で報告されたような多数の保護者の理解が得られた状況であるとは、とても思えません。むしろ、民間移譲に柔軟な姿勢を持っていた保護者ですら、行政の対応に対して態度を硬化させた結果になったと思います。それは保護者会が示したアンケート結果にも示されています。請願書の中にも書いてありますが、県も十分な準備期間をとること、誠実に対応することを指導しております。まず、民間移譲ありきではなく、意見を言うことができない子どもたちの代弁者である保護者の意見を真摯に受けとめ、その内容を十分に反映した施策で

対応することで、行政の誠意を市民に示していただくことが必要だと考えます。

今後、都府楼保育所の保護者会をはじめ、太宰府で子育てをしている多くの市民のためにも太宰府市の子育て支援の充実について、市民の声を十分に生かした内容で進めていただくことを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第8号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第8号は採択することに決定しました。

採択 賛成19名、反対0名 午前10時58分

~~~~~

日程第13 意見書第2号 郵政民営化に関する意見書

議長（村山弘行議員） 日程第13、意見書第2号「郵政民営化に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 先ほど請願第6号において採択されました「郵政事業の経営形態維持に関する請願」に基づき、「郵政民営化に関する意見書」が提出されましたので、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。なお、提出者は私、小柳道枝、賛成者、武藤哲志議員、渡邊美穂議員、門田直樹議員、橋本健議員、後藤邦晴議員、片井智鶴枝議員でございます。

現在、郵政事業は全国で約2万4,700か所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、全国一律に公平なサービスを提供することにより、国民の利便性を確保しています。

他方で市町村合併が加速され、市町村役場の統合・廃止などにより地域から公的な機関が撤退し、ますます行政サービスが低下することが予想される中、全国各地に配置されている郵便局にその肩がわりが期待されています。本市においても、行政と郵便局の間で防災協定をはじめとする協力関係が構築されており、今後各種証明書の交付事務などワンストップサービス導入などの検討も行われているところであります。

こうした中、政府は構造改革の一環として、経済財政諮問会議に郵政事業民営化を検討するよう指示し、この秋をめどに最終報告を取りまとめる方向で進めております。競争原理を基本

とする民間経営においては、収益すなわち採算性が重視されるのは当然であり、郵政事業が民営化されこの原理が適用されることになれば、各種料金の値上げ、市内の小規模郵便局の統廃合が実施されることは必定で、市民生活に与える影響ははかり知れません。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、郵政事業の検討に当たっては、公的・社会的役割の重要性にかんがみ、郵便局の窓口ネットワークの有効活用やユニバーサルサービスの維持などにより、国民の利便性を十分に確保すべく、郵政事業の現状の経営形態を維持されるよう強くお願いするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。皆様方のご同意をよろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時02分

議長（村山弘行議員） ここで、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

~~~~~

再開 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第14 意見書第3号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第14、意見書第3号『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書』を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番安部陽議員。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） 先ほど請願第7号で、採択されましたので、『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書』を提出いたします。提出者は私、安部陽、賛成者は福廣和美議員、岡部茂夫議員、安部啓治議員、力丸義行議員となっております。朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

『「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書』。

「人権侵害の救済に関しては法的措置を講ずること」と明記された人権擁護推進審議会答申並びに国際的人権潮流に後押しされて、政府は閣議決定された人権擁護法案を提出し、4回にわたって国会での審議が行われた。

しかし、この法案は、国際的人権基準ともいべきパリ原則（人権委員会の独立性確保）に合致せずとの国内外の抜本的修正を求める世論の高まりの中、平成15年10月の衆議院解散により自然廃案となった。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、いわゆる同和地区を特定し誹謗中傷をインターネット上で繰り返すという悪質な人権侵害が惹起し、本市においても同和地区問い合わせ差別事象等が後を絶たない状況にある。よって、人権救済に関する法律の制定は焦眉の急務であります。

21世紀を真の人権の世紀としていくため、また市民生活の人権確立を標榜した太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためにも、政府からの独立性を担保した実効性ある「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求め、下記の要望を行うものである。

1、1993年に国連で採択された「パリ原則」を踏まえ、独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は内閣府の外局とし、国家行政組織法3条委員会とすること。

2、人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるように、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。

3、国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題、部落問題に精通した委員を選任すること。また、事務局についても、それぞれの人権委員会が人権問題に精通した人材を独自に採用すること。

4、人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらには様々な人権団体の自主的活動に対して不当に干渉することなく、十分な連携を取りつつ活動すること。

5、人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、効果的な活動ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣。

皆様の同意をよろしく願います。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり）

（19番武藤哲志議員「議長」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） ただいま委員会付託……。

議長（村山弘行議員） ちょっとお待ちください。委員会付託についての省略に対する意見ですね。

19番（武藤哲志議員） はい。それについてはですね、できれば委員会付託を省略したいという部分がありましたが、私はできれば付託をしていただきたいし、ただいまから質疑の許可になれば、当然、提出者からこの説明を受けて納得をしたいと思いますので、できれば質疑を先にしていただき、その後、付託をどうするかという形で審査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

~~~~~

再開 午前11時46分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま19番武藤哲志議員から意見書第3号に対する所管委員会に付託をするという動議が提出をされました。武藤議員の動議に対する賛成の方の挙手を願います。

（少数挙手）

議長（村山弘行議員） 所定の賛成者がありませんので、動議は不成立となります。

したがって、委員会付託を省略をします。

15番安部陽議員、演壇の方にお願います。

ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 提出者に、わかりやすく私に説明をいただきたいと思います。

大変な意見書案でありまして、まず前文の中に太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化

とまず1点入っておりますから、どのように太宰府市の人権条例を具体化するのか。それから、人権侵害に関する法律とあります。私、先ほども言いましたように、国はもうちゃんと法律があるわけですが、それ以外にどういう法律をつくらうとするのか。ある一定、下の方の内容については、そういう法律案がないんですね。パリ宣言というのはもう原則というのはもうありますから、これがまず、その人権侵害に関する法律について具体的に説明いただきたい。

それから、記の中でですね、パリ原則については理解ができますが、現在この人権委員会がありまして、人権擁護法というのがあります。それをこの意見書案では、国家行政組織法3条委員会とすると。国家行政組織法3条委員会ってのは何ですかね。私もよく知りませんので。

それから、5番目というのは、議会でいつも人権擁護委員も同意事項として市長から提案されてきております。現在人権擁護委員としても太宰府におられますが、この人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行うと、こうありますが、人権擁護法抜本的改革を行う内容はどのような内容でしょうか。当然こういう意見書を上げてくるときには、運動団体の方からもこういうふうな法律案をつくってほしいとか、太宰府の条例をどういふふうに変えてほしいとか、国の今の人権擁護委員会ではなく、国家の組織の第3条っていうのは、どのような内容でどのような活動をするとところで、どこに人権法に問題があるのかも含めて、あると思いますが、こんな貴重な大変な意見書案をですね、提案されておりますので、具体的にわかりやすく説明ください。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 第1点目の太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化するためということでございます。これにつきましては、現在、都市宣言の条例あります。一応これについては、この下記の問題等含めて今後具体化についてされるものと思っております。

（19番武藤哲志議員「え、わかりやすくちょっと、何か聞こえなかったんです」と呼ぶ）

それから、人権侵害の救済に関する法律につきましては、この意見書の提案の記のところで5項目にわたって、これを尊重しながら早く法律をつくってくださいという要望でございますので、その点ご了解願いたいと思います。

国家行政組織法については、現在問題になっておりました名古屋刑務所等の懲らしめ事件等、内部告発ですか、そういうことでありまして、これについては同じ府でするよりもということで、委員会をつくるということ。十分な説明じゃございませんけれどもひとつよろしくお願いたします。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） その十分な説明じゃなくて、とりあえず、もうちょっと今からですね、休憩してその太宰府市人権都市宣言に関する条例を具体化すると、こう、そういうのありますから、それをちょっと見ていただくのと、人権侵害に関する法律というのはどのような内容か、運動団体にちょっと問い合わせさせていただいて、今、国家行政組織法3条委員会というの



は、当然その憲法で調べれば出てくることですし、それから人権擁護委員制度について抜本的制度改革というのは、どこに人権擁護法に問題があるのかを、ちょっと休憩して運動団体に聞いてくれませんか。今何も説明もわからんような。何か刑務所と何のかかわりがあるんですか。あなたその運動団体に今聞いてくれませんか。請願してる団体がありますから。聞く考えはありませんか。資料として私たちにちょっと勉強させていただかないとね。議会がこういう決議を上げたといったら大変なことです。まず法律文書なんか私の方に資料として渡していただませんか。私も今日ここ来て初めて見ましたんでね、わかりませんから。

(15番安部 陽議員「見解の相違と思いますけど、私は、すべての人が差別されることなく、平等に生きる権利を擁護するためにこれを意見書として出しておりますんで」と呼ぶ)

だから、それは意見書案についてはね、差別しちゃいけませんと私は言ってるんだけど、その説明をしてくださって言うんだけど、説明ができないっていうのはおかしいでしょ。だから、国家行政組織法3条ていうのは何ですかと、こう言いよるんです。名古屋刑務所のああいふ犯罪に対する人の国家行政法の3条ですとあなたが言ったから、それが事実かどうかを確認したいっていったら。休憩して書類を出してくれませんか。事務所に調べさせりゃあいいでしょう。

議長(村山弘行議員) 15番安部陽議員。

15番(安部 陽議員) じゃあ、そういうふうに。

(19番武藤哲志議員「じゃあ、休憩お願いします、はい」と呼ぶ)

議長(村山弘行議員) 休憩ですか。

15番(安部 陽議員) 調査の時間をいただきたいと思います。

議長(村山弘行議員) それでは、暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

~~~~~

再開 午後1時00分

議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番安部陽議員、演壇の方へお進みください。

19番武藤哲志議員の2回目に対する回答をお願いいたします。

15番(安部 陽議員) 武藤議員からいろいろと勉強するように質問を受けましたので、この1時間、一生懸命、これだけの資料があります。牛歩戦術で読み上げたいと思いましたが、皆さんいろいろとご都合があると思いますので、簡単にご回答申し上げます。

先ほど、国家行政組織法3条委員会、これにつきましては府、省がありまして、その中にまた委員会あるいは庁を設けると。結局これは専門的に審議していただくということでこのような委員会を設けなさいということでやっております。私といたしましては、この人権侵害の救済に関することは本当に大事なことでございますので、一日も早くこれを願うもの一人でも

あり、また賛成者多数の皆さんの気持ちでもありますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 太宰府市の例規集のね、191ページにこの太宰府市人権都市宣言に関する条例というのが、平成7年12月25日に条例第38号で出たときに、大変論議になりましたね、私はこういう条例をつくるべきじゃないと。国の法律があるがっていうことですが、まずこういうものを扱わないってことが、まず基本だと思うんですね。

それから今言われたように、ここの前文の中にね、やはり運動団体があらゆる同和っていう問題を出していますが、国ではそういう部分になっていないと思うんですよ。人権という問題について、やはり文書上については、出身がどうであれ差別してはならないと。日本にはやはり人種差別はないというふうにされていたんですが、日本ではアイヌという方々を一つは人種差別の問題として挙げられたわけであって、同和地区というのは差別でないというのが、政府の見解だったわけですね。だから、そういう状況の中にこういう同和問題を最優先に運動団体が出してきて、法律を扱うというのはちょっと問題がありますし、パリ宣言についても、いろいろ運動団体の要求に基づく内容です。

今、私がここで具体的に一つ一つ説明しよっても時間もかかりますからあれですが、それからやはりね、こういう大きな問題のときには一番、それから今後議会も検討しなきゃいけないと思うんですが、17名ですか。17名の方が署名したらね、後からこう問題点が出てきても賛成せざるを得ないという状況になるんじゃないですか。一遍自分が請願の紹介議員になってあって、論議してみてもう少し勉強しとけばよかった、後からですね、ありゃあ、こういう問題が出てきたのかと、みなし採択みたいになってるわけですよ。だから、やっぱり今後そういう状況の中で請願については慎重に扱うべきだと私は思います。だからまあ、そもう出された部分で動議も否決もされましたし、説明つったってよくわからないと。ただし具体的に運動団体の要求する書類があるわけですから、審査の段階、意見書を出す段階でそういう資料を行政側からね要求して、そしてそれを検討する必要があったと思うんですよ。だから、もう今、提案者に私の方からいろいろ聞いたってその資料ないはずですから。ここにありますよ、いっぱい。もうこれで終わります。

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、私はあの、請願の内容についても、また環境厚生常任委員会では山路一恵議員が反対討論もしておりますが、やはり法律をつくろうというときには、やはりそれなりの慎重な部分も必要です。今こういう同和問題については、日本には3つの団体があ

りまして、解放同盟、それから全解連、全日本同和会ありますが、この3つの3団体も意見が分かれております。もうはっきり言って、同和対策特別措置法が終わり、それから今後どうするのかと。ただし、人権を守ることについては、3団体同じ意見を持っております。ところが、一部の一団体だけの欲求を、やはり国会に上げたり、決議をすることについては慎重な態度をとるべきです。この内容にも大変、市にもかかわってくるのですが、私は絶対にこの太宰府市におかれてはですね、今まであらゆる努力をして解決に向かっているものを、もとに戻さないようにぜひお願いをしたい。それからやはり、一部の団体の権利だけをですね、認めるようなことのないようにお願いをします。私はこの意見書案については、どうしても賛成できません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時07分

~~~~~

日程第15 意見書第4号 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第15、意見書第4号「犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） この意見書は太宰府市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。提出者は私、佐伯修、賛成者は岡部茂夫議員、武藤哲志議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員であります。

理由といたしまして、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活保障、精神的支援など、被害回復制度の充実を求めるためであります。

意見書の朗読により説明にかえさせていただきます。

近年、我が国では犯罪件数が増加し、その内容も凶悪化、低年齢化の一途をたどっています。こうした中で、犯罪被害者とその家族は大きな痛手を受けながら、偏見と好奇にさらされ、正当な援助を受けることもなく、精神的、経済的苦痛を強いられてきました。

「刑事裁判は社会秩序維持を守るためにあるので、被害者のためにあるのではない」とい

う、平成2年の最高裁判決が示すとおり、犯罪被害者とその家族の権利は抑圧されている一方で、加害者に対しては医療費、食料費、生活管理費、国選弁護報酬費などの高額な費用を国が負担するなど、過度とも言える加害者の人権保護が際立ち、極めて不公平な扱いが行われていると言っても過言ではありません。

国民のだれもが犯罪被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利を認め、医療と生活の保障・精神的支援などの被害回復のための支援制度を確立することは、国の責務であります。

よって、国におかれては、犯罪被害者の救済と被害回復制度などの拡充のため、次の事項を早急実現するよう強く要望します。

- 1、犯罪被害者のための刑事司法を実現すること。
- 2、犯罪被害者が刑事手続に参加できる制度（訴訟参加）を創設すること。
- 3、犯罪被害者が民事上の損害回復ができる制度（附帯私訴）を確立すること。
- 4、被害者救済制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出するものであります。

あて先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国家公安委員長、警察庁長官であります。

以上で説明を終わります。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時12分

~~~~~

日程第16 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これもちまして平成16年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成16年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午後1時13分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成16年8月25日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 片井智鶴枝

会議録署名議員 力丸義行